

1 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地については、農業者の高齢化や担い手不足等のほか、鳥獣被害による営農意欲の減退など、様々な要因により発生している。

特に、津久井地域におけるニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等や、旧市域におけるイノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ等による農作物への被害は深刻な問題であり、営農意欲の減退から遊休農地を発生させる大きな原因となっている。

鳥獣被害対策をはじめ、遊休農地の発生防止・解消に向けて、次の施策を行うこと。

(1) 遊休農地の発生防止・解消に向けた取組について

ア 本農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用状況調査や遊休農地の所有者への利用意向調査などにより、遊休農地への対策に取り組んでいるが、市においても、遊休農地の発生防止・解消に向けた取組や、雑木林化した農地等の荒廃地周囲の営農環境を悪化させない取組について検討し、対策を支援すること。

【回答】

遊休農地のうち耕作放棄地につきましては、「相模原市耕作放棄地対策協議会」を通じた耕作放棄地の再生や、その再生に必要な農業機械の借上げに係る支援を行ってまいりました。

また、雑木林化するなど荒廃した農地周囲の営農環境を悪化させないよう、雑木林の一部間引き作業についても支援を行っております。

今後も、引き続き、関係機関と協力しながら、遊休農地の発生防止及び解消に取り組んでまいります。

イ 遊休農地の発生の防止に向け、相続等により農業を継続できない場合の相談窓口を設置し、農地のあっせんや相談等のサポート体制の構築について検討すること。

【回答】

相続等により農業を継続できない方を対象としたサポートにつきましては、引き続き、本市の特性を勘案しつつ、他市の先行事例を研究する

とともに、農業委員会、神奈川県、農業協同組合、農地中間管理機構及びその他関係機関と協力しながら、個々の事例に応じた対応に努めてまいります。

(2) 鳥獣被害への対策について

ア 農業者自らが鳥獣被害への防除対策を行っているが、農作物への被害の減少や、営農意欲の減退に歯止めをかけるため、津久井地域だけでなく旧市域も含めた支援や対策を充実すること。特に、ハクビシンやアライグマ等の小型鳥獣の被害が拡大していることから、電気柵設置補助金の拡充や箱ワナ等で捕獲した小型鳥獣の処分に係る支援を図ること。また、防除対策に係る研修会等について、農業者への一層の周知を図ること。

【回答】

鳥獣被害への対策につきましては、旧市域においてハクビシン、アライグマ等の小型鳥獣の被害が拡大傾向にあることから、本年度中に全市域を対象に相模原市有害鳥獣対策協議会主催による、小型鳥獣を中心とした被害対策研修会の開催を予定しております。

また、捕獲した個体の処分に係る支援につきましては、関係機関と実施に関して検討してまいります。

イ 「鳥獣被害防止計画」における防護柵の設置に当たっては、鳥獣の隠れやすい沢の付近などの笹藪や葛が繁茂している場所の近隣にある農地を対象とするとともに、対象地域の農家への支援を図ることで被害の減少に取り組むこと。

【回答】

防護柵の設置につきましては、野生鳥獣が出没する場所や時間を予測することが非常に困難であり、個人又は行政のみでの対応には限界があると認識しております。

市といたしましては、地域や猟友会、農業協同組合等の関係機関と行政が一体となって取り組み、地域の実情に応じた対策を検討・実施する地域ぐるみの被害対策を推進しております。

なお、課題といたしましては、地域の方が耕作放棄地の草刈り等を行っても、その状態を維持することが重要であることから、利活用方法等

の検討に際しましては、農業委員等にもご参画いただきたいと考えております。

ウ 小倉地区の圃場の電気柵等の防除対策を図ること。

【回答】

電気柵等の防除対策の導入につきましては、「相模原市鳥獣被害防止計画」の策定により、鳥獣被害防止総合対策等交付金を活用した広域獣害防護柵の導入が可能となりましたが、導入にあたっては、現在の被害状況の把握ができているか、設置区域内の生産農家戸数や農家自身による設置が可能であるかなど、要件に合致する場所を選定する必要があります。

特に、野生鳥獣被害が多い津久井地域では、自家消費野菜の栽培が主なため、生産組合等が組織されていない場合が多く、設置後の維持管理をどのように行っていくかが課題となります。

このため、小倉地区の圃場への電気柵等の防除対策の導入につきましては、農業委員や農地利用最適化推進委員会のご協力をいただきながら、検討を進めてまいります。

エ ニホンザルについては、第4次神奈川県ニホンザル管理計画及び鳥獣被害防止計画に基づき、許可された頭数の全頭捕獲や生息域のコントロールをはじめ、農地への防護柵の設置や追払いの強化等、計画に基づく事業を確実に実施すること。

特に、藤野地区（小淵・佐野川・沢井・吉野）や相模湖地区（小原・千木良・与瀬）においては、隣接都県の対策により被害が増大している。県境をまたぐ個体群について、東京都や山梨県の捕獲方法を取り入れるよう、県に強く働きかけること。

【回答】

ニホンザルの対策につきましては、本年10月末時点で、沢井・佐野川地区に生息するK3群及び三井地区に生息していたK2群の駆除が完了しておりますが、駆除完了した両群の周辺には多数の個体群が存在していることから、引き続き監視及び追払いを継続していく必要があります。

このため、八王子市、上野原市と定期的に情報交換を行い、3市で連携した対策が図れるように協議を進めるとともに、隣接する都縣市が同様の被害対策を行うことができるよう県へ要望してまいります。

オ 津久井地区等におけるヤマビルの被害を減らすために、農業者等への啓発活動や防除対策を行うこと。

【回答】

ヤマビルの対策につきましては、緑区内の市関連施設、JR相模湖駅、JR藤野駅等にヤマビル関連チラシを配架し、津久井地区、藤野地区の林道、登山口付近の15ヶ所にヤマビルポストを設置し、忌避剤等の設置を行っております。

また、自治会等が行っている草刈り等の活動に対する、助成を継続してまいります。

カ 各地区の状況に応じた実効性の高い鳥獣被害対策を講じるとともに、ドローン（小型無人飛行機）を活用した野生生物の実態把握や追い払い等の実用化に向けた取組、鳥獣被害対策実施隊の設置等について検討すること。

【回答】

ドローンの活用につきましては、平成29年度から神奈川県と連携し、ニホンザルの追払いの実証実験を行っているところです。

令和3年度においては国の交付金を活用し、市職員によるドローン操縦の資格取得を予定しております。

また、鳥獣被害対策実施隊の設置につきましては、猟友会と協議を行っており、早期に設置できるよう更に協議を進めてまいります。

キ 「鳥獣被害防止計画」に基づき、地域住民・農業者・有害鳥獣対策協議会・市が一体となって取組みを進め、計画に対する進捗状況、獣種ごとの捕獲実績や防除方法等を適時、関係機関や農業者に情報提供すること。

【回答】

「鳥獣被害防止計画」に基づく取組につきましては、令和4年度から実施見込みの第2期計画において、地域住民、農業者、猟友会等及び市が一体となって取組を進める「地域ぐるみの対策」の促進を計画の柱としております。

また、関係機関や農業者への情報提供につきましては、市広報紙等の媒体を活用するとともに、市民向け研修等の際にも情報を発信してまいります。

ク 鳥獣被害に関する窓口については、ツキノワグマや生活被害関係も含めて緑区内に一本化されたが、加害動物の種類ごとの支援内容等をまとめ、農業者等が相談や情報収集・活用がしやすい環境と市・農協・猟友会等との連携による円滑な対応を図ること。

【回答】

鳥獣被害に関する窓口につきましては、緑区内の担当窓口を緑区役所区政策課に一本化し、中央区及び南区内においては、農政課と水みどり環境課に所轄が分かれています。出没する野生鳥獣の種類が緑区内と中央区及び南区内とは異なることから、関係機関との連携は十分に図られているものと考えております。

2 担い手への農地の集積・集約化について

農地の有効利用を図り、担い手の確保と農業経営の規模拡大及び農地の集団化を進めるため、次の施策を行うこと。

(1) 「相模原農業振興地域整備計画」の農用地利用計画においては、生産性の向上を図るため、既存農道の補修、未整備農道や用水路の整備を進めることとなっていることから、それぞれの地区の特性に適した基盤整備等を進めること。特に次の地区については、重点的に進めること。

ア 大島諏訪森下地域の水田地帯については、水稻作の活性化を進めるため、外周道路・基幹農道の整備に加え、現在の狭い農道の改良を行うこと。

イ 大沢地区内の農用地については、農地間の境界がわかりづらく、集積・集約化が進まない一因となっていることから、境界を明確化するための支援を検討すること。

ウ 上溝地区の農用地において、横浜水道道等から農地への雨水の流入等

による影響が発生していることから、対策を講じること。

エ 小倉地区の農用地においても、降雨による砂利道の浸食による農地への進入や雨水の流入による農地への影響が生じないように農地までの整備を進めること。

オ 金原地区においては、津久井地域の農業の拠点形成を目的とした土地改良事業により、営農環境や生産性の向上が図られるような検討を進めること。

【回答】

相模原農業振興地域整備計画につきましては、昨年度に神奈川県との法定協議を終え、計画の改定が完了しました。

今後、本市の財政状況を考慮しながら、いただいたご意見も踏まえ、計画に基づく施策を進めてまいりたいと考えております。

また、金原地区につきましては、行財政構造改革プランの中で見直しを行い、農業生産基盤の整備に向け土地改良事業の基本構想を策定し、地権者との合意形成を図り、事業を推進してまいります。

(2) 藤野地区における大規模な農用地である大日野原圃場への進入路については、急峻な斜面にある上、幅員が狭く勾配やカーブの角度も急なため、慣れた農業者にとっても大変危険な状態であることから、既存進入路の補修等の対応を行い、同圃場の地権者・耕作者等や進入路に係る地権者との調整を行い、代替路線を含めて検討すること。また、進入路整備に係る情報について、地域や関係機関に適時提供すること。

【回答】

大日野原圃場に進入する農道につきましては、これまで計画調査等を行ってまいりましたが、急峻な地形から工法が限られること、また、民地への永久工作物設置の課題や買収費用等の財政的な課題があることから整備が遅れている状況でした。

しかし、農業者の安全確保が優先されることから、令和3年度に地元関係者と連携を図り、一部の危険箇所において応急的な改善を図りました。

今後も引き続き地元関係者と連携を図りながら、危険箇所改善や代替路線等についても検討する必要があると考えております。

- (3) 地域農業の将来像を描く「人・農地プラン」をより実効性の高いものにするため、計画的に地域の話し合いを進めていき、地域の実情に合った体制・仕組みと計画により「実質化」を円滑に進めること。また、農地利用意向アンケート調査の集計結果や全体の進捗状況について、農業者等に対して定期的に情報提供すること。

【回答】

人・農地プラン実質化は、複数の農業施策の必須要件となっていることもあり、早期の完了が望まれます。

この人・農地プラン実質化の要件として、①アンケートの実施、②農業者の年齢別の就労状況や後継者の確保の状況をアンケートや話し合いを通じ地図により現況把握、③中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成の3点が求められております。

そのため、昨年度、市内農地所有者を対象にアンケートを実施しました。

今年度は、アンケート結果を基にした市内農業団体の担当者等との話し合いを行った上で、プラン素案を作成し、市内農業者に意見を求めました。

こうした作業の結果を踏まえ、今後、速やかに人・農地プラン協議会を開催し、人・農地プラン実質化を完了させる予定です。

3 新規参入の促進について

農業者の高齢化や担い手・後継者不足による農業者の減少に歯止めをかけるため、将来にわたって農業を支えていく新規参入者に対する総合的な支援として、次の施策を行うこと。

- (1) 新規参入者が地域に定着できるよう、家族が安心して暮らせる生活環境の整備と支援を行うとともに、地区ごとに農地の情報を提供すること。

また、農協やかながわ農業アカデミー等と連携しながら、市内に新規参

入者を増やすための取組を推進すること。

【回答】

新規参入者の定着につきましては、農業次世代人材投資事業による所得支援のほか、就農相談時における市内の農地・農業経営の状況説明、病院等の施設や空き家の案内等、生活環境の情報提供にも努めております。

今後につきましても、市内の農業協同組合や県立かながわ農業アカデミー等の関係機関、地域の農家と連携しながら、新規参入者及び新規参入希望者に対し、支援を継続してまいりたいと考えております。

(2) 参入して間もない農業者について、早期に経営が安定するよう、年齢にかかわらず農業経営、農業技術向上のための相談などの支援を充実すること。

また、農業者が挫折しないよう、本来の生産に関わる時間が制限されないための納品への効率化の支援や農産物のアピールなどへの積極的な介入を行うこと。

【回答】

新規参入者に対しましては、年齢に関わらず多様な営農形態に対して相談を受け付けており、技術面に関しては県農業技術センターなどの関係機関と連携した支援を行っております。

また、従前より開催している新規就農者情報交換会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、農業者同士の対面での交流の場づくりは見合わせておりますが、農業経営・農業技術等の研修会や関係機関との情報共有をリモートで開催しており、今後も支援を続けてまいりたいと考えております。

納品の効率化につきましては、市場への出荷に対する奨励金を交付して支援を行っているところですが、新規参入者に対する支援に関しましても検討してまいります。

さらに、農産物のアピールにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を注視しながら、各種イベントを通じてPRを図ってまいります。

- (3) 市民等の援農ボランティアが参画し、農地の管理、作付け、収穫までの研修などを行い、農業への関心を高めることは、新規参入の促進につながることから、津久井地域においても、こうした取組への支援を進めること。

【回答】

援農ボランティア等への研修につきましては、津久井地域では、令和元年度から神奈川つくい農業協同組合において、援農者を育成するための農業セミナー（座学＋実践コース）を開講しております。

令和3年度から、その対象者が組合員から管内在住者に拡大されたことに伴い、本市としましても制度周知について支援を行っているところです。

今後も、農業協同組合が行う取組への支援を継続してまいります。

4 共通・関連施策について

- (1) 地産地消の推進による販路拡大について

多くの市民を抱える大消費地としての立地の優位性を生かし、生産者と消費者をつなげる地産地消の推進に取り組むことは重要であり、市民に新鮮で安全・安心な農畜産物を提供し、生産者の販路を拡大するために、次の施策を行うこと。

ア 消費者が生産者に求めていることや、地場農畜産物を購入する上での課題を把握し、農畜産物や加工品のブランド化を図るなど販路の拡大につながる地産地消を推進するための取組や施策を充実すること。また、地産地消の推進の拠点となる農畜産物直売所において、販路の拡大をするための生産者・販売者・消費者の情報交換や交流を深める取組を農協との連携により進めていくこと。なお、調査や検討結果については、生産者や販売者などに情報提供するとともに、消費者を含めた連携による地産地消を推進すること。

【回答】

地産地消の推進につきましては、市内産農産物に対するニーズは高いことから、農業まつり等で市内産農産物をPRするとともに、令和元年

度より農産物や加工品のブランド化による消費者への定着を図っております。

また、農作物の試験栽培や商品開発事業等の実施を市内2農業協同組合に委託して、ブランド農作物の開発及び6次産業化の推進を図っているとところです。

イ 未就学児童や小中学生などの子ども達を対象とした野菜・果樹作りなど「農」とふれあう場や学校との連携による食農教育など、食への理解・関心を深め、農業の大切さを学べる取組について拡充・支援すること。

【回答】

子ども達を対象とした農とふれあう場の拡充・支援につきましては、相模原市農業体験学習推進協議会や保育園での食育活動において事業を実施しており、引き続き当該事業を行ってまいります。

ウ 市内に多くみられる小規模農家への支援に向けて、一定の地域エリアごとの直売所の設置など、農協等関係機関と連携した支援策を進めること。

【回答】

一定の地区エリアごとの直売所の設置などの支援策につきましては、その実施について市内2農業協同組合と検討してまいります。

(2) 農業の脱炭素化に向けた環境配慮型農業の取組について

国の「みどりの食料システム戦略」において、化学肥料や化学農薬の使用量低減や、有機農業の取組面積の拡大を目標に掲げる中、県及び農協等の関係機関と連携し、農業者への啓発や補助金制度等の情報提供を図るなど、環境配慮型農業の取組における国の動向を注視しながら対応すること。

【回答】

「みどりの食料システム戦略」につきましては、掲げられている目標の達成に向け、国、県、農業協同組合等関係機関と連携を図るとともに、情報収集に努め、新たな補助制度の創設等、農業者の皆様にとって必要な情報の提供を適時実施してまいります。

また、農業者の皆様への啓発につきましては、国及び県の動向を注視し研究してまいります。

(3) 総合的な窓口の設置について

秦野市や厚木市で実施している「行政、農業委員会、農協等の関係機関で構成する窓口の一元化」を例に、新規就農、農地のあっせん、市民農園に関する相談をはじめ、各種手続きや農家相談など、総合的な窓口の設置について、市が主導的に進めること。

【回答】

総合的な窓口の設置につきましては、令和3年4月に事務室の移転を行い、農業委員会事務局と農政課の事務室を隣同士とすることにより、両事務室の窓口の実質的な一元化を行いました。

また、農業協同組合等の関係機関との窓口の一元化に関しましては、「指定都市農政事務主幹者会議」の議題として本市から挙げるなど、積極的な情報収集に努めております。

こうした情報収集の結果を基に、今後も必要とするサービスを、利用しやすい形で提供することができるよう、引き続き、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と協力しながら、検討してまいります。

(4) 生産緑地制度について

生産緑地については、令和4年に最初の指定から30年目を迎え、買い取り申し出が可能になることに伴い、多くの農地で生産緑地の指定が解除され、優良な農地が失われてしまわないよう、農業者に対し、必要な情報を継続的に提供するとともに、特定生産緑地制度、生産緑地貸借制度及び生産緑地地区における農業関連施設の建築規制の緩和の周知を確実に行うなど優良農地の保全を図ること。

【回答】

生産緑地制度につきましては、特定生産緑地の指定が進むように、これまで市ホームページや広報紙、市農業協同組合の機関紙への記事掲載や、所有者への通知のほか、市農業協同組合との共催による説明会の開催などを通し、生産緑地法の改正内容や特定生産緑地制度、生産緑地貸借制度などを周知してまいりました。

令和4年11月に指定期限を迎える生産緑地地区については、令和3年11月の都市計画審議会への意見聴取を経て、まずは全体の約36%

にあたる約33.6haの生産緑地を特定生産緑地に指定する予定です。

受付期限は、令和4年3月までとなっておりますので、市ホームページや広報紙、市農業協同組合の機関紙に受付期限に関する内容を掲載して指定申出を喚起するなど、取組を継続いたします。

また、令和5年に指定期限を迎える生産緑地地区の所有者も同様に申出の受付を開始しており、指定年次ごとに順次、受付開始をお知らせするとともに、各制度の周知にも引き続き努めてまいります。